

山鹿市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、低所得者で生計が困難であるものと認められる者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等（以下「法人」という。）が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担額を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

第2 社会福祉法人等による申出

利用者負担の軽減を行おうとする法人は、市長に対し、社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業申出書（様式第1号）により申し出るものとする。

第3 軽減対象サービス及び軽減対象費用

軽減の対象となるサービスは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスのうち次に掲げるものとし、軽減の対象となる費用は、これらのサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

ただし、第3号、第9号、第11号及び第12号に規定するサービスに係る食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限り、軽減の対象とするものとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 複合型サービス
- (11) 介護福祉施設サービス
- (12) 介護予防短期入所生活介護
- (13) 介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (16) 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

第4 軽減の対象者

- 1 軽減の対象者は、市町村民税非課税世帯であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担を総合的に勘案し、生計が困難な者

として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業の対象とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者であって、個室を利用する者
- (2) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条の規定の適用を受ける旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であって、ユニット型個室を利用する者
- (3) 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前項の規定に該当する者。
- (4) 平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前項の規定に該当するもの。
- (5) 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前項の規定に該当するもの。
- (6) 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前項の規定に該当するもの。
- (7) 令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前項の規定に該当するもの。
- (8) 令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前項の規定に該当するもの。

3 前項第1号に規定する者の軽減の対象となる費用は、個室の居住費とし、前項第

2号に規定する者の軽減の対象となる費用は、ユニット型個室の居住費とする。

第5 高額サービス費等との適用関係

- 1 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費については、この要領の規定による軽減制度の適用を行った後の利用者負担額をもとに支給を行うものとする。その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、軽減の対象としないものとする。
- 2 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費については、その支給後の利用者負担額について、この要領の規定による軽減制度の適用を行うものとする。

第6 軽減の程度

軽減の程度は、利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とする。ただし、第4第2項第1号に該当する者及び同項第3号から第8号までに該当する者に係る居住費については、利用者負担の全額とする。

第7 軽減の申請

利用者負担額の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象確認申請書（様式第2号）により申請するものとする。

第8 軽減の決定

- 1 市長は、前項の申請書等を受理した後速やかに内容を審査し、申請者に対し、社会福祉法人等利用者負担額軽減対象承認（不承認）決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、軽減対象者には、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（以下「確認証」という。）（様式第4号）を交付する。
- 2 確認証の有効期間は、第7の規定による申請のあった月の初日からその日の属する年の7月31日までとする。ただし、申請のあった日の属する月が8月から12月までの間である場合は、第7の規定による申請のあった年の翌年の7月31日までとする。

第9 確認証の提示

軽減対象者は、軽減の対象となるサービスを利用するときは、確認証をサービスを提供する法人に提示するものとする。

第10 軽減法人への補助

市長は、利用者負担額の軽減を行った法人に対して、その軽減した額の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

第11 補助金の対象

- 1 第10の規定による補助金の額は、法人が利用者負担を軽減した総額から、当該法人の本来受領すべき利用者負担額収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1パーセント）を超えた額とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その額の2分の1に相当する額の範囲内で補助するものとする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減す

る法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える額について、全額を補助するものとする。

2 前項の算定については、事業所（施設）を単位として行うものとする。

第12 補助金の申請及び決定

1 補助金の交付を受けようとする法人は、年度ごとに社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度補助金交付申請書（様式第5号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、申請の内容を審査の上、適当と認めるときは、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度補助金交付決定通知書（様式第6号）により、当該法人に通知するものとする。

第13 補助金の返還

市長は、当該法人が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたときは、補助決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができるものとする。

第14 補助金の交付を受けずに事業実施する法人

自らの財源状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第11に規定する補助金を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合において、補助金以外の実施方法は、第2から第6までの規定を準用する。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

平成23年2月24日	制定
平成24年7月1日	改定
平成24年8月1日	改定
平成25年8月1日	改定
平成28年3月10日	改定
平成29年12月27日	改定
令和5年6月1日	改定